



山形県公報

平成24年9月7日(金)
第2375号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 農業振興地域の区域の変更……………(農政企画課) ……1055
- 土地改良区連合の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……1056
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 事業の認定……………(同) ……1057
- 同……………(同) ……1058
- 土地区画整理組合の理事の退任の届出……………(都市計画課) ……1060
- 土地区画整理組合の理事の就任の届出……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……1061
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1062
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(米沢工業高等学校) ……1064

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第878号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成24年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更する地域の名称

西川農業地域

2 変更後の区域

西川町行政区域のうち、次の図に示す区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)による用途地域(平成24年9月変更決定)の区域を除く。)

(次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第879号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成24年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|          |      |               |
|----------|------|---------------|
| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所            |
| 理事       | 杉山春夫 | 酒田市鶴田字寺の越18番地 |

**山形県告示第880号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成24年9月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成24年9月7日

山形県知事 吉村美栄子

- 路線名 尾花沢大石田線
- 供用開始の区間 尾花沢市大字尾花沢字下新田1464番1から  
同 1558番6まで
- 供用開始の期日 平成24年9月7日

**山形県告示第881号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年9月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成24年9月7日

山形県知事 吉村美栄子

- 道路の種類 県道
- 路線名 湯田川大山線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長      |
|-----------------------------|------|-----------------------|---------|
| 鶴岡市矢馳字上矢馳741番から<br>同 755番まで | 旧    | 17.5メートル<br>}<br>10.0 | 174メートル |
| 同 上                         | 新    | 17.8メートル<br>}<br>11.6 | 同上      |

**山形県告示第882号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月7日

山形県知事 吉村美栄子

- 公共測量を実施する地域  
鶴岡市下川他地域
- 公共測量を実施する期間  
平成24年7月27日から同年10月12日まで
- 作業の種類  
公共測量（3級水準測量）

**山形県告示第883号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月7日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域  
村山市山の内外地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年8月24日から同年10月12日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（デジタルマッピング・数値図化 地図情報レベル2500）

#### 山形県告示第884号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成24年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
山形市
- 2 事業の種類  
山形市村木沢コミュニティセンター建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 山形市大字村木沢地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
山形市村木沢コミュニティセンター建設事業（以下「本件事業」という。）は、地域住民の自主的な地域づくり活動の拠点施設であるコミュニティセンターの建物を改築するものであり、土地収用法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。  
以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について  
イ 従来の地区公民館は、使用機会の公平性による画一的な運営等により、地区の独自性や特性を生かした様々な取組みにおいては対応が制限される場合があった。コミュニティセンターは、これまでの制限等を排除し、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援し、地域の連帯意識を高め、世代間の交流を深めることを目的とし、山形市コミュニティセンター条例の規定に基づき平成23年度に地区公民館から移行したものである。  
また、コミュニティセンターは、自然災害時には、臨時に生活する場所としての収容避難所の機能も有している。村木沢コミュニティセンターについても上記の機能が期待されるが、築後37年が経過し、建物全体の老朽化が著しく耐震性に不安があり、災害時の安全確保の点から大きな課題を抱えている。  
本件事業は、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援するという目的を達成するため、また防災拠点としての機能を確保し市民の安全・安心を守るため、敷地を拡張し建物を建設するものである。  
以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。  
ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、工事機械作動時の防音に十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。  
よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。  
ハ 本件事業の起業地については、
    - (イ) イで述べたコミュニティセンターの機能を備えた建物の建設に必要な面積及び必要最小限の駐車スペースを確保できる面積をもつこと。
    - (ロ) 現在の敷地に隣接していること、又は現在の敷地の近辺であること。
    - (ハ) 交通の利便性に優れていること。

- (ニ) 上水道の給水及び下水道の排水等が容易であり問題がないこと。
- (ホ) 周辺住民への騒音等の環境面に問題がないこと。
- (ハ) 整備にあたり、造成工事等、経済性に優れていること。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、起業地は、現在の敷地を拡張して建設するため利用者の混乱を来たさないこと、一般住宅に隣接していないため周辺住民に騒音の影響がないこと、下水処理区域内で下水道接続が可能であるため、排水等に問題がないこと等から、最適と認められる。

- ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較検討した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

- イ 村木沢コミュニティセンターは、築後37年が経過し、建物全体の老朽化が著しく耐震性に不安があり、災害時の安全確保の点から大きな課題を抱えている。

また、現施設は少ない部屋数に対し利用者は多く、利用時間帯を調整しながら対応しているところである。加えて、来館する利用者の大半は車を利用しているため、現在の駐車スペースでは不足しており、まちづくり団体等の集会やサークル活動の際、あるいは健康診断のバスを駐車する際等に苦慮している状況であり、地域住民に不便を来している。

一方、村木沢コミュニティセンターは、風水害時に避難するための場所であるとともに、災害が一段落した後、家を失った市民が臨時に生活する場所である「収容避難所」として、更には勤務時間外における市職員の災害発生時の「参集場所（防災拠点）」としての機能も有しているところだが、耐震性の面から市民の安全・安心の確保に不安がある。

以上のことから、本件事業は、地域住民の利便性を向上させるため老朽化や狭あい性を解消するとともに、東日本大震災を教訓に収容避難所としての機能の充実を図り、また防災拠点として施設の耐震化を図ることにより市民の安全、安心を確保する等、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲には、一時的な利用に供されるものは存在せず使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

- ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

#### 山形県告示第885号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成24年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称

山形市

- 2 事業の種類

山形市幼児遊戯施設整備事業及びこれに伴う農業用水路付替工事

- 3 起業地

(1) 収用の部分 山形市樋越地内

(2) 使用の部分 なし

- 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形市幼児遊戯施設整備事業（以下「本体事業」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条

に規定する児童厚生施設を整備するものであり、土地収用法第3条第23号に規定する「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更正保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により敷地に存する農業用水路の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に規定する「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業及び関連事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 山形市における既存の子ども向け施設は、中心市街地に位置していることから、子ども達がのびのびと遊ぶための十分なスペースや無料駐車場が確保できない状況にあり、利用者の積極的な活用の妨げになっている。

また、少子化や核家族化の進行、共働き世代の増加等を背景とした、仕事と家庭の両立支援、子育てにおける経済的支援及び子育てしやすい保育環境へのニーズの高まりのなかで、幼児から小学生位までの子どもとその保護者が安全にのびのびと遊ぶことができ、子育て中の保護者が相談や交流できる機能を備えた屋内型の幼児遊戯施設に対する要望が高い状況にある。

本件事業は、既存の子ども向け施設を補完し、市民の要望に応える機能を備えた屋内型幼児遊戯施設を設置するものであり、子育てしやすい環境づくりの推進及び子どもから高齢者まで明るく充実した生活を送ることができる地域社会の構築に寄与するものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあることや工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、

- (イ) 一日も早く市民に施設の提供ができること。
- (ロ) 保育ニーズに対応する施設の建設に必要な、最小限の面積の用地を確保できること。
- (ハ) 山形市全域への施設の波及効果が期待できること。
- (ニ) 上水道の給水及び下水道の排水等が容易であり問題がないこと。
- (ホ) 周辺住民への騒音等の環境面に問題がないこと。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、起業地は、幹線道路に近接しているため交通アクセス性に優れており、市内全域の市民が利用できることから、施設の波及効果が高いことや、周辺に民家が少なく騒音等の環境面で周辺住民の生活に支障を来たす恐れがない等の観点から、適切であると認められるため、公共の福祉に最も寄与するものであると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 山形市における既存の子ども向け施設は、中心市街地に位置していることから、子ども達がのびのびと遊ぶための十分なスペースや無料駐車場が確保できない状況にあり、利用者の積極的な活用の妨げになっている。また、少子化や核家族化の進行、共働き世代の増加等により、保育へのニーズが高まっており、既存の施設ではそれらへの対応が困難な状況となっている。

今後さらに少子化等の進行に伴う保育へのニーズの増大が予想されるため、新たな施設の建設をとりやめることになれば、保育環境の悪化は明らかである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲には一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

山形県告示第886号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により届出のあった寒河江市木の下土地区画整理組合の理事のうち、次の者が退任した旨の届出があった。

平成24年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住 所 氏 名

寒河江市丸内三丁目6番11号 井 上 芳 光

山形県告示第887号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により届出のあった寒河江市木の下土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨の届出があった。

平成24年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住 所 氏 名

寒河江市丸内二丁目4番43号 小 畑 倉 一

山形県告示第888号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成24年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 1 指定の番号 | 私道村総建第130号                     |
| 2 指定の場所 | 東根市大字蟹沢字藤の木1410番1の一部、1410番3の一部 |
| 3 道路の現況 | 幅員6.00メートル<br>延長115.13メートル     |
| 4 指定年月日 | 平成24年8月30日                     |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成25年1月7日まで縦覧に供する。

平成24年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン成沢

山形市成沢西一丁目6番17号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 福 島 長 男 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 藤 田 勝 幸 |

3 変更年月日

平成24年4月2日

4 届出年月日

平成24年8月6日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月7日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに三川町役場において平成25年1月7日まで縦覧に供する。

平成24年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外

## 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 福 島 長 男 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 藤 田 勝 幸 |

## 3 変更年月日

平成24年4月2日

## 4 届出年月日

平成24年8月6日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月7日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成25年1月7日まで縦覧に供する。

平成24年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウンアクロスプラザ新庄  
新庄市五日町字清水川1305の5外

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 福 島 長 男 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 藤 田 勝 幸 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称             | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-----------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル     | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  | 大 高 善 興 |
| 株式会社西松屋チェーン     | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1 | 大 村 禎 史 |
| 株式会社エスロード       | 酒田市あきほ町662番地の5    | 宍 戸 孝   |
| 株式会社チヨダ         | 東京都杉並区成田東四丁目39番8号 | 舟 橋 政 男 |
| 株式会社ファーストリテイリング | 山口県山口市大字佐山717番地の1 | 柳 井 正   |
| 株式会社メガネトップ      | 静岡県静岡市伝馬町8番地の6    | 富 沢 昌 三 |
| 未 定             |                   |         |

(変更後)

| 名 称              | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|------------------|---------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル      | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号    | 大 高 善 興 |
| 株式会社西松屋チェーン      | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1   | 大 村 禎 史 |
| 株式会社マツモトキヨシ東日本販売 | 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目6番4号 | 岡 野 恵 一 |
| 株式会社チヨダ          | 東京都杉並区成田東四丁目39番8号   | 舟 橋 政 男 |
| 株式会社ユニクロ         | 山口県山口市大字佐山717番地の1   | 柳 井 正   |
| 株式会社メガネトップ       | 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6    | 富 沢 昌 宏 |
| 未 定              |                     |         |

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成24年4月2日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ 株式会社マツモトキヨシ東日本販売に係るもの 平成24年4月27日

ロ 株式会社ユニクロに係るもの 平成17年11月1日

ハ 株式会社メガネトップに係るもの 平成21年6月25日

4 届出年月日

平成24年8月6日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月7日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年9月7日

山形県立米沢工業高等学校長 大 津 清

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立米沢工業高等学校情報教室用コンピュータ等にかかる賃貸借及び保守 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立米沢工業高等学校事務室 米沢市大字川井300番地 電話番号0238(28)7050

3 落札者を決定した日 平成24年8月21日

4 落札者の名称及び所在地

日通商事株式会社山形支店 山形市馬見ヶ崎三丁目3番3号

5 落札金額 2,778,300円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年6月29日

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤    | 正    |      |
|-------------|------------|-----|----|------|------|------|
| 平成24. 6. 29 | 第2355号     | 791 | 28 | メートル | 8.0  | メートル |
|             |            |     | 29 | 8.0  | }    | 8.0  |
|             |            |     | 30 |      | 8.0  |      |
|             |            |     | 32 | メートル | 16.5 | メートル |
|             |            | 同   | 33 | 16.5 | }    | 12.2 |
|             |            |     | 34 |      | 12.2 |      |